

会 員 慶 弔 規 程

一般社団法人 青森県中小企業診断士協会

会 員 慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人青森県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）定款第4条15号の規定に基づき、本会会員(以下定款第5条第1項の各号に定める会員をいう。ただし、法人の賛助会員を除く。)の慶弔等に関する金品等の贈呈の事項を定めることを目的とする。

(顕彰祝金)

第2条 会員が、本会の目的及び事業に関する貢献を主たる事由として次の顕彰を受けたときは、祝金等を贈る。

- (1) 叙勲を受けたとき
- (2) 藍綬褒章又は黄綬褒章を受賞したとき

2 会員が前項に定める事由以外の事由により、国の顕彰を受けたときは、祝金等を贈る。

(結婚祝金)

第3条 会員本人が結婚したときに、祝金を贈る。

(弔慰金)

第4条 会員が死亡したときは、弔慰のため金品を贈る。

(見舞金)

第5条 災害救助法が適用された災害の場合について、本会会員の自宅または事務所が全壊、流失、半壊、床上浸水またはこれに準ずる被害を受けたときは、見舞金を贈る。

(制 限)

第6条 前3条の規程は、本会の会費が未納となっている会員については、適用しないことがある。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

会員慶弔金等支給要領

本要領は、会員慶弔規程第8条に基づき慶弔金及び見舞金等の支給に関することを定めるものとする。

[顕彰祝金]

1. 本規程第2条1項により祝金等を贈るとき
 - (1) 叙勲を受けたとき
3万円及び記念品（2万円相当額）
 - (2) 藍綬褒章又は黄綬褒章を受賞したとき
3万円及び記念品（2万円相当額）
2. 本規程第2条2項により祝金等を贈るとき
2万円

[結婚祝金]

- 本規程第3条により結婚祝金を贈るとき
1万円

[弔慰金]

- 本規程第4条により弔慰金を贈るとき
3万円相当の金品

[見舞金]

- 本規程第5条により見舞金を贈るとき
2万円

以 上

会員慶弔金支払申請書

一般社団法人 青森県中小企業診断士協会
会 長 殿

本会会員慶弔規程により下記のとおり給付金支払いの申請をいたします。

記

申請の種類	○印 1. 顕彰祝金 2. 結婚祝金 3. 弔慰金 4. 見舞金 各々下の①~④に該当する内容をご記入下さい。			
会員氏名	住 所 〒			
診断士登録番号				

(給付申請をされる該当番号に○を付して下さい。)

1 顕彰祝金を申請 (該当番号に○をつけ必要事項をご記入下さい。)

1	本会の目的及び事業に関する貢献により勲章 勲章の種類 () 受章年月 (平成 年 月)
2	本会の目的及び事業に関する貢献により褒章 褒章の種類 () 受章年月 (平成 年 月)
3	上記2項以外の事由により国の顕彰 受賞事由 顕彰の内容 () 受賞年月 (平成 年 月) ()

2 結婚祝金を申請

結婚年月日	平成 年 月 日
-------	----------

3 弔慰金を申請 (必要事項をご記入下さい。)

逝去年月日	平成 年 月 日 享年 歳 (○印 1 病気 2 事故 3 他)
弔慰金の支払方法	1. 香典 _____ 円 2. 花輪 _____ 円 3. その他 () _____ 円 合計 _____ 円

4 見舞金を申請 (必要事項をご記入下さい。)

被災年月日	平成 年 月 日 災害名 ()
被災内容	○印 1. 自宅が被害 2. 事務所が被害
	○印 1. 全壊 2. 流失 3. 半壊 4. 床上浸水 5. その他 内容 ()

(事務局記入)	1. 会費の納入状況	平成 _____ 年度まで納入済
	2. 振込先 (会員あて)	_____ 銀行 _____ 支店 普通・当座 (○印) 口座番号 _____ 口座名義 _____

(事務局記入)	特別な功労 (内容 _____)	申請受付 平成 年 月 日
	決済日 平成 年 月 日	送金日 平成 年 月 日